

古代イスラエルにおける法の諸相

—姦通をめぐる—

Some Aspects of Law in Ancient Israel : Adultery

赤井伸之
Akai Nobuyuki

要 約

聖書に記された姦通の語を手掛りに、姦通関連の記事を探り、姦通疑惑の女に対してなされたユニークな神判をめぐる、ささやかな考察を進めた。

Key Words : 古代イスラエル, 聖書法, 姦通, 嫉妬, 神判,

1. はじめに

道ならぬ男女関係を表す言葉として、古来さまざまな表現が用いられてきた⁽¹⁾。しかしながら近年では「不倫」という言い方が流行語として一般的となり、従来の「不貞」や「私通」、あるいは「姦淫」といった表現は今日ではあまり使われなくなってしまった。表現はいずれにしろ、それらの言葉が意味するところは、道義・道徳に反して、男女がひそかに配偶者や婚約者・恋人以外の異性と肉体関係を持つことである。このような現象は、古今東西を問わず存在し、それぞれの社会においてそれなりの対処が取られている。

新約聖書の「ヨハネによる福音書」第8章には、姦通の現場で捕らえられた女だけがイエスの前に連れて来られ、イエスがこの女に対してどのように対処したかを記した有名な記事があり、それに端を発して、前稿では典型的な処刑方法である石打刑について考察した⁽²⁾。

本稿では、聖書に現れた「姦通」⁽³⁾の記事を追いながら、古代イスラエル社会における姦通とその対処について考察を加えていく。つまり、聖書の中の「姦通」そのものに焦点を当て、まずその語義を考察し(第2節)、次

に聖書に記録された典型的な姦通の事例を未遂の場合を含めて紹介する（第3節）。しかるに、旧約聖書の中には、姦通の疑いを持たれる妻に対して、決定的な証拠がないために明確な処置が取れない場合の対応策についての興味深い記事があるので、これを考察していく（第4節）。

【注】

- (1) 例えば、山口翼編『日本語大シソーラス』大修館書店（2003）236ページによれば、その種の表現として、不義 不義密通 不貞 不倫 不徳 不寛；密通 密会^{みそ} 密か事^{みそ} こそこそ契^{まぎ} 物の紛れ；浮気 よろめく よろめき 操を破る；穴隙を鑽る^{けつげき き} 目棲をし^{めづま} のぶ；私通 私する 姦通 有夫姦 夫重ね 入れ作；邪恋；女犯^{じよほん} 他犯^{たほん} 姦淫 等が挙げられている（ゴシック体は一般的に使われる語句とされている）。
- (2) 「古代イスラエルにおける死刑考—石打刑—」『聖泉論叢』15号17-55ページ。
- (3) 本稿での「姦通」とは、男が、既婚の女もしくは他の男と婚約した女と、あるいは女が同様に婚外の性的関係を持つことを意味するものとする。なお、後述のように、新共同訳聖書では「姦通」も「姦淫」も、訳者によると思われるが、区別なく使われているので、本稿においても「姦通」を主としながら、慣用的に「姦淫」を用いることがあることをお断りしておく。

2. 聖書に見る「姦通」

我々が日頃使用している日本聖書協会の『新共同訳聖書』には、「姦淫」が旧約聖書に67回、新約聖書に14回、「姦通」が旧約聖書に2回、新約聖書に14回現れている。ちなみに以前使用していた日本聖書協会の口語訳聖書では、「姦淫」の語のみで「姦通」の語は使われていない。また口語訳聖書に見られた「姦婦」や「姦夫」という語も新共同訳では使用されていない⁽¹⁾。

さて、口語訳聖書に基づく『旧約新約 聖書語句大辞典』教文館（1959）によれば、「姦淫」の項目に掲載されている語は、名詞として10語、このうち旧約聖書（ヘブライ語）に6語、新約聖書（ギリシア語）に4語であり、動詞として6語、このうち旧約聖書（ヘブライ語）に3語、新約聖書（ギリ

シア語)に3語である。しかるにそれらをさらに見ていくと、旧約聖書(ヘブライ語)の9語は4つに、新約聖書(ギリシア語)の7語は2つに大別される。すなわち、旧約では、(1) **זִמְמָה**(zimmah)、(2) **זָנָה**(zanah)、(3) **נָאֵף**(na'aph)、(4) **שָׂגַל**(shagal)、新約では、(5) **μοιχός**(moichos)、(6) **πορνεύω**(porneuo)である⁽²⁾。

(1)の **זִמְמָה**(zimmah)は、「計画⇒策略⇒悪巧み」を基本的な語義に持ちながら(BDB,273)、「①みだらな行ない;淫行,②恥ずべき行ない,③悪事」の訳語を与えられている⁽³⁾。実際、新共同訳聖書では、この語は「悪」(エゼ16:58)、「悪事」(エゼ16:43;ホセ6:9)、「忌むべき行い」(エレ13:27)、「計画」(ヨブ17:11)、「汚れた行い」(詩26:10)、「謀(はかりごと)」(箴24:9;イザ32:7)、「恥ずべき行為」(レビ18:17;ヨブ31:11)、「恥ずべきこと」(レビ19:29;20:14;エゼ22:9,11)、「非道なこと」(口語訳「みだらなこと」)(士20:6)、「不貞」(エゼ23:21,27,29,35,44,48,49;24:13)、「みだらな行い」(エゼ16:27)、「悪たくみ」(詩119:150;箴10:23;21:27)などと様々に訳されている。

(2)の **זָנָה**(zanah)は、その基本的な意味として「法的・道徳的に認められない異性との性交」を示す語とされている⁽⁴⁾。そして、Qal〔能動態〕で「①売春を行なう,②淫行をなす,③みだらなことをする,④姦通する」,Hif.〔再帰態〕で「①淫行を行なわせる,②みだらなことをさせる,③姦淫をする;淫行を重ねる」の訳語を与えられている⁽⁵⁾。新共同訳聖書では、この語は「淫行」(エゼ23:43)、「淫行に落ちた」(詩106:39)、「淫行にふけた」(エレ3:1,6)、「淫行にふけて(いる)」(ホセ1:2;4:10,14)、「淫行にふけり」(ホセ2:7;4:12,13;5:3)、「淫行の女」(イザ57:3)、「淫行を行った」(レビ17:7;20:5,6;エゼ23:3,19)、「淫行を行わせ」(代下21:11,13)、「淫行を重ね」(ホセ4:18)、「淫行をする」(ホセ3:3)、「淫行を続けた」(エレ3:8)、「淫(婦)」(エゼ16:30)、「裏切り」(士19:2)、「姦淫」(エゼ6:9;16:41)、「姦淫し」(士2:17;8:33;代上5:25;エゼ16:34;ホセ9:1)、「姦淫にふける」(士8:27)。

「姦淫の女」(エゼ16:35), 「姦淫を犯し」(エレ5:7) 「姦淫を行い」(出34:15,16; 申31:16; エゼ16:26; 23:5,30), 「姦淫を行って(た)」(申22:21; エゼ16:15,16,17,28; 20:30; ホセ4:14), 「姦淫を行わせる」(出34:16), 「姦淫をし」(創38:24), 「汚す」(レビ19:29), 「娼婦」(創38:15; エゼ16:31,33), 「娼婦のように」(創34:31), 「背信の行為をし」(民25:1), 「迷い去る者」(詩73:27), 「みだらな行いをする」(民15:39), 「身を汚した」(レビ27:7,9,14), 「遊女」(申23:19; ヨシュ2:1; 6:17,22,25; 士11:1; 16:1; 王上3:16; 22:38; 箴6:26; 7:10; 23:27; 29:3; イザ1:21; 23:15,16,17; エレ2:20; 3:3; ホセ4:15; ミカ1:7; ナホ3:4), 「遊女となる」(アモ7:17), 「遊女のもとに行く」(エゼ23:44), 「遊女を買う」(ヨエ4:3), 「(モレク神)を求めて」(レビ20:5), などとこれもさまざまに訳されている。

(3) の **נָאֵף** (na'aph) は、「他の男の妻あるいは婚約者との性交」を表し、倫理的・道徳的に認められない異性愛の関係であるが、必ずしも結婚の誓約に違反しているわけではないものであるとされている⁽⁶⁾。しかし、この語の重要性は、いわゆるモーセの十戒の第7戒「姦淫してはならない」(出20:14; 申5:18)の原文で用いられていることにあり、これは社会法の基本的構成要素を構成し、イスラエル宗教における主要な要素を明らかにするものとしている⁽⁷⁾。なお、Qal〔能動態〕でも Pi〔能動強意態〕でも「姦通する」の訳語を与えられている⁽⁸⁾。新共同訳聖書では、この語は、「淫行」(エゼ16:38), 「淫行の」(エゼ16:32), 「姦淫」(ホセ4:2), 「姦淫し」(エレ7:9), 「姦淫した」(レビ20:10; エレ3:8), 「姦淫している」(エレ3:9), 「姦淫して」(出20:14; 申5:18), 「姦淫する」(レビ20:10; イザ57:3), 「姦淫する女」(ホセ3:1), 「姦淫する者」(ヨブ24:15; エレ9:1; 23:10; マラ3:5), 「姦淫の女」(エゼ23:45), 「姦淫を犯し」(エレ5:7), 「姦淫を行い」(エレ23:14; エゼ23:37), 「姦淫を行う」(ホセ4:13), 「姦淫を行う者」(詩50:18; ホセ7:4), 「姦淫を行なった」(エゼ23:37), 「姦淫を行っても」(ホセ4:14), 「姦通し」(エレ29:23), 「姦通の」(箴30:20), 「密通する者」(箴6:32), などとこれもさまざまに訳されている。

(4) שָׂגַל (shagal) は、Qal [能動態] で「凌辱する」、Nif. [再帰または受動態] で「凌辱される; 犯される」、Pu. [受動強意態] で「凌辱される」の訳語を与えられている⁽⁹⁾。新共同訳聖書では、この語は、「男に抱かれる」(エレ3:2)、「寝る」(申28:30)、「辱められる」(イザ13:16)、「犯され」(ゼカ14:2)などと訳されている。

(5) μοιχός (moichos) は、「姦淫する者 (an adulterer)」⁽¹⁰⁾ の訳語を与えられ、新共同訳聖書では、この語は、「姦通を犯す者」(ルカ18:11)、「姦通する者」(I コリ6:9; ヘブ13:4)と訳されている。

(6) πορνεύω (porneuo) は、「①姦通する (to commit fornication)」
「②偶像礼拝をする (to worship idols)」⁽¹¹⁾ の訳語を与えられている。新共同訳聖書では、この語は、「みだらな行いをする」(I コリ6:18)、「みだらなことをする」(I コリ10:8)、「みだらなことをし (た)」(I コリ10:8; 黙17:2; 18:3,9)、「みだらなことをさせ (る)」(黙2:14,20)などと訳されている。

【注】

(1) ちなみに「姦婦」や「姦夫」という語は、新共同訳聖書ではそれぞれ「姦淫した女; 淫行の妻」や「姦淫した男; 姦淫する男」と訳されている。

(2) ちなみに、(2) זָנָה (zanah) には、3つの派生語がある。すなわち、(a) 【名】 זְנוּנִים (zenunim) やその単数形の זָנוּן (zanuwn) には、[名||男||複]「①売春、②姦淫、③淫行」の訳語が(名尾:417)、(b) 【名】 זְנוּת (zenuth) には、[名||女]「①淫行; 姦淫、②(神への)背信」の訳語が(名尾:417)、(c) 【名】 תְּזָנוּת (taznuth) には、[名||女]「姦淫、姦通」の訳語が与えられている(名尾:1384)。次の(3) נֶאֱפָח (na'aph) には、2つの派生語がある。すなわち、(a) 【名】 נֶאֱפָפִים (naaphuphim); נֶאֱפָחַף (na'aphuwph) には、[名||男]「姦通」の訳語が(名尾:918)、(b) 【名】 נִאֲפָח (ni'uph) נִאֲפָפִים (ni'uphim) には、[名||男||複]「売春」の訳語が与えられている(名尾:918)。ギリシア語になると、(5) μοιχός (moichos) には3つの派生語がある。まず(a) μοιχεία (moicheia) には、「姦淫(adultery)」(玉川:

265), 次に (b) **μοιχάω** (moichao) には, 「姦淫を行なう (to commit adultery)」 「① (他人の妻と) 姦淫を行なう (to commit adultery with another's wife)」 「② (他人の夫と) 姦淫を行なう (to commit adultery with another's husband)」 の訳語が与えられている (玉川:265)。さらに (c) **μοιχεύω** (moicheuo) には, 「姦淫する (to commit adultery)」 の訳語が与えられている (玉川:265)。(6) **πορνεύω** (porneuo) にも2つの派生語がある。まず (a) **πορνεία** (porneia) は, 「①不正な男女の交わり; 私通 (fornication)」 「② (神に対する不貞節としての) 偶像礼拝」 の訳語が与えられている (玉川:319)。次に (b) **πόρνος** (pornos) は, 「私通する男 (a fornicator)」 の訳語が与えられている (玉川:319)。

(3) 名尾:414-415。

(4) *TWOT*, 563

(5) 名尾:416-417

(6) *TWOT*, 1273

(7) *TWOT*, 1273

(8) 名尾:918

(9) 名尾:1277-1278

(10) 玉川:265

(11) 玉川:319

3. 聖書に現れた「姦通」の事例

(1) 創20:1-18 「アブラハムのゲラル滞在中の妻サラと王アビメレク」

【事例】同様の事例は創12:10-20にあるアブラムのエジプト滞在中の妻ライとエジプト王との出来事として, また創26:1-11にあるイサクのゲラル滞在中の妻リベカと王アビメレクとの出来事としても見える。いずれも妻が美人なので夫の身の安全のために妻を妹と偽り, そのために妻は王宮に召し入れられ, 夫はそれゆえ王に厚遇されるが, いざ王が召し入れた妻と関係しようとするとい災いが起こるので, 姦通に至らず, 妻は夫の元に帰された⁽¹⁾。

(2) 創38:1-30 「ユダとタマル」

【事例】創世記38章の「ユダとタマル」の物語は, 歴史的に見て2つの目的

があったとされる。すなわち、ユダの部族の3つの家系の起源を示すため(民26:20)と、レヴィレート婚(夫が死んで子がない時、その寡婦を、死者の兄弟または最近親者が妻にする慣習)の不可侵性(申25:5-10)確立のためであった⁽²⁾。ユダはカナン人シュアの娘と結婚し、エル、オナン、シェラと3人の息子をもうけ、長男エルに嫁タマルを迎えた。しかしエルもオナンも主の意に反したので殺された。タマルはユダから「シェラが成人するまで父の家で暮らせ」と言われていたが、シェラが成人したのにタマルは妻にしてもらえず、ユダの言葉に誠実さがないと疑い、自分の手で問題の解決を図ろうとした。かくして、娼婦に身をやつしたタマルはユダによって身ごもった。その後タマルが姦淫によって身ごもったとの知らせを聞いたユダは、「タマルを引きずり出して焼き殺せ」と命じた⁽³⁾。

(3) 創39:7-20「ヨセフとポティファルの妻」

〔事例〕創世記39章にある「ヨセフとポティファルの妻」の物語は、巧みに密通の誘いを毎日のように仕掛けるポティファルの妻に対し、高い道德観念を持っていたヨセフは、まったく耳を貸さず、きっぱりとはねつけていた。しかしヨセフの着物をつかんで離さず、ようやく彼の着物を手に入れたポティファルの妻は、可愛さ変じて憎さの余り、ヨセフが妻にいたずらをしようとしたとの作り話をでっち上げ、その話を信じたポティファルによってヨセフは監獄に入れられることになった⁽⁴⁾。

(4) 申22:22~29「姦淫について」

ここでは、姦淫が露見した場合の処置について述べられている。

〔事例4-1〕まず、姦淫の当事者は男女とも殺されるとされている(申22:22。なお、レビ20:10も同趣旨)⁽⁵⁾。

〔事例4-2〕次に、婚約中の娘の姦淫の場合、相手となった男との出会いの場所が町であれば、男女とも石打刑に処せられ、出会いの場が野であれば、男だけが殺され、娘は死刑を免れた(申22:23-27)。

〔事例4-3〕最後に、婚約していない娘が男と寝た場合、その男は娘の父親に銀50シェケル(結納金?)を払って結婚し、生涯離婚も出来ないこととされた(申

22：28-29。なお似たような規定は出エジプト記22：15-16にもあるが、ここでは、もし娘の父親が結婚に反対した場合には、男は結納金相当額の支払い義務だけがあった。

(5) サム下11：1～12：14：「ダビデとウリヤの妻バト・シェバ」

〔事例〕ヨアブとその指揮下にあったイスラエル軍は、戦場に赴き、激しい戦闘のさなかにあった時に、ダビデは王宮にあって怠惰な生活を送っていた。この日も午睡から覚めて王宮の屋上を散歩していた時に、水浴びをしていた美女、ウリヤの妻バト・シェバを目に留め、彼女を召し入れ、床を共にした。この結果、子を宿したので、ダビデにその旨を伝えた。ダビデは、この妊娠をウリヤたちの夫婦生活の結果であるように見せかけることをたくらみ、ヨアブに命じてウリヤを戦場から呼び戻した。しかし、ウリヤは戦場にいる仲間たちが野営しているので、家には帰らず、ダビデの思惑は外れた。切羽詰ったダビデは非常手段に出た。すなわち、ウリヤ本人にヨアブ宛の「ウリヤを激しい戦いの最前線に出し、彼を残して退却し、戦死させよ」と書かれた手紙を持たせた。ヨアブはその命令通りに事を運び、ウリヤを含む兵士たちを戦死させた。夫ウリヤの死を悼む服喪の期間が明けると、ダビデは早速彼女を王宮に引き取り、妻にした。この悪事を犯したダビデに対し、神は預言者ナタンを遣わし、ダビデを厳しく叱責した。ダビデは「わたしは主に罪を犯した」と自分の非を認めたので、ダビデは死の罰を免れたが、バト・シェバのから生まれてくるダビデの子は必ず死ぬと宣告された⁽⁶⁾。

(6) エレミヤ書の場合

〔事例〕エレミヤ書29：21-23には、バビロンにあったコラヤの子アハブとマアセヤの子ゼデキヤが神の名をかたって偽の預言をただけでなく、あろうことか隣人の妻と姦通したゆえに、バビロンの王ネブカドレツアルの手に渡して、火あぶりの刑に処せられたことが記されている⁽⁷⁾。

(7) ホセア書の場合

〔事例〕預言者ホセアの記録している淫行の妻ゴメルとの結婚とその家庭生活は、背信のイスラエル民族と神ヤーウェとの信仰生活を象徴しているとき

れる。ホセアは妻を愛しながらも、姦淫をやめない妻のことを思うにつけ、イスラエルが夫たるべき主を裏切った淫行の妻であること、主は愛する妻に裏切られた夫の立場にあることを、自分のゴメルとの結婚生活を通して体験的に理解したという⁽⁸⁾。

(8) ヨハネ福音書の場合

ヨハネによる福音書の伝える姦通のケースについては、前稿でも言及したので、ここでは省略するが、本来姦通を犯した男女が裁かれるはずであるのに、女だけがイエスの前に連れて来られ、イエスの判断を仰ごうとしたのは、まさにイエスを陥れようとする陰謀に他ならないと考えられるケースである。

【注】

- (1) 旧約聖書「創世記」に良く似た物語が3つも掲載されているが、いずれも姦通としては未遂であったものの、この箇所には「姦通」の場合の効果としての不妊が言及されている(創20:17-18)ので、注目すべきである。
- (2) レヴィレート婚については、拙稿「兄弟の妻を娶ること—聖書とその周辺に見る諸相—」人文・社会科学論集第7号(1991)1~31ページ所収を参照のこと。
- (3) これはタマルがセラの妻となるはずなのに、姦通を犯した。だから殺されるべきだと判断したのであるが、真相が明らかにされて、ユダは「わたしよりも彼女の方が正しい」(創38:26)と言わざるを得なかった。
- (4) もしポティファルが妻の話をもとに信じて、怒ったのなら、奴隷の身分のヨセフは殺されていたであろう。
- (5) ウル・ナムム法典4条では、人妻が夫以外の男性を誘惑した場合を取り上げ、人妻は死刑だが相手の男は放免されると規定されている(*ANET* p.524)。
- (6) 聖書においては、従来「姦通は死刑」とされていたのに、ダビデは深く反省することによって死刑を免れることができた。しかも忠実な部下を奸計によって殺して、バト・シェバを妻としている。偉大な王とされたダビデの弱さは、ソロモンにも引き継がれ、国家の分裂・衰退につながっていく。
- (7) おそらく彼らの罪状は治安を乱すなどの政治的なものであったと思われる。しかしな

がら、ヤーウェが彼らを罪ありと断罪している、偽りの預言と姦通のうち、後者の隣人の妻を欲することは、いわゆる「モーセの十戒」の第七戒に「姦淫するな」と規定されている他に、第十戒に「隣人の妻を欲してはならない」とも規定されていて、隣人の妻との間での姦通も厳しく処罰の対象とされている。

(8) ところで、ホセアに対する神の命令の倫理性や、妻となったゴメルの不品行の点について、種々の解釈が行われてきた。大きく(A)非事実説と(B)事実説に大別され、(A)はさらに、(1) 比喩(象徴)説、(2) 夢幻説、(3) ドラマ説に分かれる。一方(B)は、(1) ゴメルは結婚後に姦淫の女となったとする説、(2) ゴメルは神殿娼婦(聖娼)であったとする説、(3) ゴメルは宗教的姦淫(異教礼拝)の女であったとする説、(4) ゴメルは結婚前から姦淫の女であったとする説などがあった。今日支持される見解としては(4)であるが、ホセアは妻ゴメルを不品行の女と知りつつ結婚したが裏切られ、ゴメルは他の男の下に走り、ついには奴隷となった。神の命を受けて、ホセアはゴメルを買い戻して再び自分の妻とした。(以上の記述は『新聖書注解 旧約4』いのちのことば社、1974年、472-473ページによる。)

4. 姦淫疑惑の妻の場合

さて、以上考察してきた「姦淫」が発覚し、証人や証拠も挙がって、有罪ということになれば、旧稿で考察したように、石打の刑が科せられることになっていた。しかしながら、妻の「姦淫」⁽¹⁾が露見せず、証人や証拠もなく有罪の決め手を欠いている⁽²⁾けれども、夫が雰囲気を感じ、嫉妬にかられて、妻に疑いを抱く場合や、妻はまったく姦淫していないのに、夫が嫉妬にかられて、妻に疑いを抱く場合に、聖書は祭司の下での一種の神判を行ったと伝えている。民数記5：11-31の記事をまず紹介しよう。(以下は、日本聖書協会の『聖書 新共同訳』による。)

姦淫の疑惑を持たれた妻の判決法

¹¹主はモーセに仰せになった。

¹²イスラエルの人々に告げてこう言いなさい。

ある人の妻が心迷い、夫を欺き、¹³別の男と性的関係を持ったにもかかわらず、そのことが夫の目に触れず、露見せず、女が身を汚したことを目撃した証人もなく、捕らえられなくても、¹⁴夫が嫉妬にかられて、事実身を汚した妻に疑いを抱くか、あるいは、妻が身を汚していないのに、夫が嫉妬にかられて、妻に疑いを抱くなら、¹⁵夫は妻を祭司のところへ連れて行く。その際、大麦の粉十分の一エファを、オリーブ油を注がず、乳香も載せずに、妻のための献げ物として携えて行く。これは嫉妬した場合の献げ物、すなわち罪の判定のための献げ物である。

¹⁶祭司は女を前に進ませ、主の御前に立たせる。¹⁷祭司は聖水を土の器に入れ、幕屋の床にある塵を取ってその水に入れる。¹⁸祭司はそれから、女を主の御前に立たせ、その髪をほどこき、罪の判定のための献げ物、すなわち嫉妬した場合の献げ物を女の手に置く。祭司は自分の手に呪いをくだす苦い水を持つ。

¹⁹祭司は女に誓わせてこう言う。

もし、お前が別の男と関係を持ったこともなく、また夫ある身でありながら、心迷い、身を汚したこともなかったなら、この苦い水の呪いを免れるであろう。²⁰しかし、もしお前が夫ある身でありながら、心迷い身を汚し、夫以外の男に体を許したならば、——²¹祭司は女に呪いの誓いをさせてこう言う——

主がお前の腰を衰えさせ、お前の腹を膨れさせ、民の中で主がお前を呪いの誓いどおりになさるよう。に。²²この呪いをくだす水がお前の体内に入るや、お前の腹は膨れ、お前の腰はやせ衰えるであろう。

女は、「アーメン、アーメン」と言わなければならない。

²³祭司はこの呪いの言葉を巻物に書き、それを苦い水の中に洗い落とす。²⁴その呪いをくだす苦い水を女に飲ませ、呪いをくだす水が彼女の体内に入れば、それは苦くなるであろう。²⁵祭司は女の手から嫉妬した場合の献げ物を取り、それを主の御前に差し出し祭壇にささげる。²⁶祭司は献げ物から一つかみをそのしるしとして取り、祭壇で燃やして煙にする。それから、女に

その水を飲ませる。²⁷水を飲ませたとき、もし、女が身を汚し、夫を欺いておれば、呪いをください水は彼女の体内に入って苦くなり、腹を膨らませ、腰を衰えさせる。女は民の中にあつて呪いとなるであろう。²⁸しかし、もし女が身を汚しておらず、清いなら、女はこの呪いを免れ、子を宿すであろう。²⁹以上は、女が夫ある身でありながら、心迷い、身を汚したために、³⁰あるいは、夫が嫉妬にかられ、妻に疑いを抱いた場合の指示である。男は妻を主の御前に立たせ、祭司は彼女にこの指示どおりのことを行う。³¹男は罪を負わない。妻は犯した罪を負う。

この民数記5：11-31の記事は、かなり複雑な構造をしているが⁽³⁾、概要は次のとおりである。

(1) 疑いを抱いた夫は、穀物の献げ物を妻のために携え、妻を連れて祭司の所へ行く(15節)⁽⁴⁾。

(2) 祭司はその女を主の御前に立たせる(16節)⁽⁵⁾。

(3) 祭司は土の器に入れた聖水に幕屋の床の塵を入れる(17節)⁽⁶⁾。

(4) 主の御前に立った女はその髪をほどき、穀物の献げ物を手に置く(18節 a)⁽⁷⁾。

(5) 祭司は(3)の聖水を持つ(18節 b)⁽⁸⁾。

(6) 祭司は女に誓わせてこう言う(19節 a)。

(6-1) もし、お前が別の男と関係を持ったこともなく、また夫ある身でありながら、心迷い、身を汚したこともなかったなら、この苦い水の呪いを免れるであろう(19節 b)⁽⁹⁾。

(6-2) しかし、もしお前が夫ある身でありながら、心迷い身を汚し、夫以外の男に体を許したならば、お前の腹は膨れ、お前の腰はやせ衰えるであろう(20-22節 a)⁽¹⁰⁾。

(7) 女は、「アーメン、アーメン」と言わなければならない(22節 b)⁽¹¹⁾。

(8) 祭司はこの呪いの言葉を巻物に書き、それを苦い水の中に洗い落とす(23節)⁽¹²⁾。

(9) 祭司は女の手から穀物の献げ物を取り、祭壇にささげる(25節)⁽¹³⁾。

(10) 祭司は献げ物から一つかみをしるしとして取り、祭壇で燃やして煙とする(26節 a)⁽¹⁴⁾。

(11) それから、女はその水を飲む(26節 b)。

(12) 女に水を飲ませたとき(27節 a)。

(12-1) もし、女が身を汚し、夫を欺いておれば、呪いをください水は彼女の体内に入って苦くなり、腹を膨らませ、腰を衰えさせる(27節 b)。

(12-1a) 女は民の中にあって呪いとなるであろう(27節 c)。

(12-2) もし女が身を汚しておらず、清いなら、女はこの呪いを免れ(28節 a)。

(12-2a) 子を宿すであろう(28節 b)。

(13) 以上は、

(13-1) 女が夫ある身でありながら、心迷い、身を汚したために(29節)。

(13-2) あるいは、夫が嫉妬にかられ、妻に疑いを抱いた場合の指示である(30節)。

(14) 男は罪を負わない。妻は犯した罪を負う(31節)。

このように複雑な手続きを踏んで、姦淫・姦通の疑惑を疑われた妻は、その夫から証拠がないために、嫉妬にかられて神判を受け、それによって決着を図ることになった。⁽¹⁵⁾

【注】

(1) 「心迷い」(12節)と訳された **הָבַט** は、①(正道から)それる。避ける。②傾く(名尾：1294)の意味があり、また「(夫を)欺き」(12節)と訳された **לִּשְׁבַּח** は、①不信の罪を犯す。②不実なことを行う。③不信に不信を重ねるの意味を持つ(名尾：865)。さらに、「性的関係を持った」(13節)と訳された言葉の原語は **רָעַב בְּתוֹכָהּ** であるが、これは「精を漏らす」を意味する(名尾：1302)。

(2) 聖書では死刑をただ一人の証人の証言に基づいて科してはならないと規定している(民 35：30；申 17：6；19：15)。

- (3) 文言の重複や繰り返しが多く、複数の資料が合成されたものと見るのが多数説であるが、それでもテキストは論理的で一つのまとまった構成になっているとみる学者もいる。その詳細は、Milgromの諸論稿やBrighto並びにFishbaneの論稿を参照。
- (4) 妻に対する告発は、ハンムラビ法典(132条)におけるように共同体ではなく、夫だけができる。また、「穀物の献げ物」は通常上等の小麦粉であった(レビ2章参照)。しかし、大麦は安価で(王下7:1参照)、家畜の餌として(王上5:8)、また貧者の主食でもあった(ルツ2:17)。ラバン・ガマリエルの言葉として、「彼女の行いは、家畜の行いであるように、彼女の献納物は家畜の餌である」が引用されている(ミシュナ:ソーター2:1)。さらにオリーブ油も乳香も加えられていないのは、それらの材料が喜びと関係があり(詩104:15)、この出来事が真実のあるいは疑惑のある悪事の一つであると認識されていたからだと説明されている(*JPS Torah Commentary: Numbers*, p.38.)。「妻のため」彼女は恥知らずで反省しない罪びとであるという嫌疑の下にあるので、彼女自身が献げ物を携えて行くことができない。
- (5) 「主の御前に」彼女は立たされたが、彼女が引き受ける呪いは確実に効果的であろうと考えられた(王上8:31-32参照)。
- (6) 「聖水」この水はおそらく聖別された洗盤から取られたものと思われる(出30:17-21,29)。一般の水が奉納者の焼き尽くす捧げ物の内臓を洗うために用いられたのに対して(レビ1:7)、洗盤から取られたその水は神聖なものと認識された。この「土の器」は、別の箇所では重い皮膚病の者と重い皮膚病の家が癒される浄めの儀式に用いられたが(レビ14:5,50)、もしその土の器が汚れたならば、それらは再利用が許されず、打ち砕かれた(レビ6:21; 11:33)。それゆえおそらく、重い皮膚病の者や姦淫疑惑の者に特定されて用いられたこの土の器も、これらの者の不純とのつながりの故に、打ち砕かれたと考えられる。「幕屋の床の塵」(17節)幕屋がなくなった後には、神殿の建物の床から取られた。神聖な区域から取られた塵=土は、悪を避けたり、引き起こしたりする潜在的な力を持っているとみなされた。
- (7) 「女は髪をほどき」(18節)これは、髪をほどくことが、嘆き悲しむことの表明であり(レビ10:6)、重い皮膚病にかかっている患者が自らを汚れた者と表示するしるしの一つであった(レビ13:45)ように、神判の前であるが、身の汚れを暗示する所作

- でもあった。「穀物の献げ物を(女の)手に置く」(18節)この穀物の献げ物は、「罪の判定のための献げ物」(18節)また「嫉妬した場合の献げ物」(18節)とも言われている。たとえ彼女の夫がそれを持ってきたとしても(15節)、それは彼女の献げ物なので、祭司に渡してそれを祭壇にささげる(25節)のは、彼女であった。その根底にあるのは、献げ物はそれを運んで供えた者に効果をもたらすという原則であった(レビ7:30参照)。
- (8) この水は、「呪いをくだす苦い水」(18節)とも言われている。「苦い水」(18,19節)とあるが、幕屋の床の塵を入れただけでは苦い味を出すことはできないので、ラビたちの間で、その水が彼女の体内に入って苦くなる(24節)と考えるか、苦い成分が加えられたと考えるか、諸説あり、この用語・表現の意味は未解決であるという(*JPS Torah Commentary: Numbers*, p.40.)。
- (9) 「呪いを免れる」(19節)とあるヘブライ語 קִינָה [hinnaki] は、「刑罰を免れる、罰せられない、取り除かれる；罪がないと宣言する、赦す」の意味を持つ(名尾：416) קָנָה から来ている。かくして、「罪を負わない」(31節)とも通じるのである。
- (10) 「お前の腹は膨れ、お前の腰はやせ衰える」(21節)これらの兆候・症状の意味・趣旨については学者たちの間で意見の相違・不一致が見られるが、「腰」はおそらく生殖器官の婉曲表現であろう(*JPS Torah Commentary: Numbers*, p.41.)。このような婉曲表現は創世記にも見られる(24:2,9)が、「やせ衰える」と訳された語 לָרַחַץ は、「流産」(ヨブ3:16；詩58:9；コヘ6:3)とも関連のある語で、子供ができないことを28節との対比でおわせている(27節)。しかしながら、神判の効果は即座であることが必要なので、ラビたちは水の効果は即座であったと断定し、「彼女が飲み干す十分な時間がないうちに、彼女の顔は黄ばみ、彼女の両眼が飛び出して、動脈が膨れ上がる」(ミシュナ・ソーター3:4)と規定した。
- (11) 「アーメン」 אָמֵן (22節)という言葉は、「まことに、確かに」の意味を持ち(名尾：66)、人はこの言葉を唱えることによって、神の意志・威嚇・呪詛・約束を己れの身に引き受ける(『旧約新約聖書大事典』25ページ「アアメン」の項目)ことを宣言する。したがって、ここでは女がその呪いを受け入れることを承認する宣言である(申27:15-26；ネへ5:13参照)。二重のアーメンは、詩編の栄唱の終わり(41:14；72:19；89:53)の他、罪の儀式ばった承認(ネへ8:6)に見出される。

- (12) 「巻物に書き、それを苦い水の中に洗い落とす」(23節)。「巻物」 קְלֵפֵי は、「書き物、書物；書；記録，証書」(名尾：1017)と訳される語で、この目的のための皮製の小片と解される(Harrison, p.114; Budd, p.65)。書く際に用いられたインクは、すすあるいは油煙を少量の水で溶かし、さらに文字を巻物に留めるためにアラビアゴムを加えたものであった。これらの材料はみなシナイの荒野で容易に入手しうるものであった。混合の結果は毒性がなく、非金属で、皮革の表面を直ちに洗い落とすことができた。おそらくすすぎ落とすことによって呪いの言葉を巻物から水へ移す行為は、女がそれらに同意することによって受け入れたまさにその言葉を組み込み、彼女の生命・存在の肉体的部分となる効果的な手段を意味した(Harrison, p.114)。
- (13) 「祭壇にささげる」と要約したが、新共同訳では、「主の御前に差し出し祭壇にささげる」となっている。この「差し出し」 הִנִּיחַ という語は、「(前後に)揺り動かす；(手を)振る，振り動かす；(前後に動かして)ささげる」(名尾：941-2)などと訳される語で、口語訳聖書では「揺祭」(Wave offering)と呼ばれていたものである。これは供犠を水平にささげ、祭壇に向かって差し出し、それを手前に引く動作をすることによって、いったん神ヤーウェにささげ、それを神から祭司に賜わることを意味したものとされている(『新聖書大辞典』キリスト新聞社，1427)。
- 祭壇にささげられる前に祭司がこのような行動を取ることで、神の特別な注目を引いたという解釈もある(*JPS Torah Commentary:Numbers*, p.41.)。
- (14) 「祭司は献げ物から一つかみをしるしとして取り」と要約した「しるし」 הַקֶּמֶחַ הַזֶּה は、「記念の部分(穀物のささげ物の一部または乳香で、記念のために祭司によって焼かれる)」(名尾：28)とされているものである。「祭壇で燃やして煙とする」のは、それが神のものとされるためである(*TWOT*, p.243)。
- (15) 当初は、もっと十分な考察を加えることを予定していたが、筆者に許された紙数を越えることや、4.だけを単独のテーマとして取り上げるには時間的余裕も見出せないもので、はなはだ意に満たない展開となってしまった。他日機会が得られたならば、再度検討したい。

5. 結びに代えて

以上、聖書に現れた姦通に関する記事を検討する小論を終えるにあたって、姦通の主役たる男と女の関係について、聖書の別の箇所でも表明されているもう一つの真理とも言うべき言葉を紹介しよう。

「わたしにとって、驚くべきことが三つ／知りえぬことが四つ。／天にある鷲の道／岩の上の蛇の道／大海の中の船の道／男がおとめに向かう道。／そうだ、姦通の女の道も。／食べて口をぬぐい／何も悪いことはしていないと言う。」（箴言30：18～20）

ここに明らかなように、洋の東西を問わず、またいつの時代でも姦通があった。その事実を前に人々はどのように対処してきたかということ、前稿で考察した石打刑により厳しく処罰された時代もあったが、同じ聖書の中でも石打刑が適用されず、もっと穏便な方法が取られたことが知られている⁽¹⁾。

【注】

(1) 本稿3節(5)の事例で紹介したダビデの場合では、ダビデが王だから石打刑を免れたという側面があったかもしれないが、石打刑自体が執行されず、それに替わる方策が模索されていたという流れがあったと思われる。実際、4節で考察した姦淫疑惑の妻のケースでは、神判まで持ち込んだ嫉妬深い夫の思惑が外れて妻の無実が証明された場合、「男は罪を負わない」（民5:31）とされている。つまり妻の不貞を疑ったことは不問に付されるので、めでたしめでたしで従来通りの夫婦生活に戻るか、妻を疑うようなそんな夫の下には戻りたくないと離婚に至るかの選択肢が残された。一方神判の結果妻の不貞が明白になったならば、「妻は犯した罪を負う」（民5:31）とされているのだが、その結果、妻に与えられた刑罰は石打刑ではなく、民5：21,22,27に明記されているように、呪いの結果として「腹は膨れ、腰はやせ衰える」とされる（なお、三好迪『タルムード ソーター篇』33ページの注3によれば、新共同訳で「腰」と翻訳されている原語ヤレク יָרֵךְ は、ユダヤ文書では「腿」つまり大腿部分だとされている）。このこと

が何を意味するのか明らかでないものの（ヨセフス「ユダヤ古代誌」3・11・6は水腫を、Brichto,p.66は想像妊娠を示唆している）、結局姦淫疑惑の女は不妊になり、それゆえこの女は「民の中であって呪いとなる」とされた。現代の感覚では不妊並びにその結果として子供を持つことができなくなることは、軽微な罰でしかないと思われるかも知れないが、聖書の多くの箇所においては悲惨なものとして認識されていた（創15章、30章；サム上1:5など）。その結果、この姦淫疑惑の女は夫のもとを追い出される離婚という選択肢しか残されていなかった（ウェナム『民数記』100-101ページ参照）。

【引用・参考文献】

- 馬場嘉市編『新聖書大事典』キリスト新聞社（1971）
- Brown, Driver, Briggs, *Hebrew and English Lexicon of the Old Testament*, Oxford, 1953.
- H.C. Brichto, "The Case of the Sota and a Reconsideration of Biblical Law," *HUCA* 46 (1975) : 55-70.
- Philip J. Budd, *Numbers*, Word Books, 1984.
- M. Fishbane, "Accusations of Adultery: A Study of Law and Scribal Practice in Numbers 5:11-31," *HUCA* (Hebrew Union College Annual) 45 (1974) : 25-45.
- Harris, Archer, Waltke, ed., *Theological Wordbook of the Old Testament [TWOT]*, Moody Press, 1980.
- R. K. Harrison, *Numbers*, Moody Press, 1990.
- Jacob Milgrom, *The JPS Torah Commentary: Numbers*, Jewish Publication Society, 1989 pp.37~43.
- Jacob Milgrom, The Judicial Ordeal, in *The JPS Torah Commentary: Numbers*, (Excursus 8), Jewish Publication Society, 1989 pp.346~348.
- Jacob Milgrom, Adultery in the Bible and the Ancient Near East, in *The JPS Torah Commentary: Numbers*, (Excursus 9), Jewish Publication Society, 1989 pp.348~350.
- Jacob Milgrom, The Case of the Suspected Adulteress: Redaction and Meaning, in *The JPS Torah Commentary: Numbers*, (Excursus 10), Jewish Publication Society, 1989 pp.350~354.

- Jacob Milgrom, "The Case of the Suspected Adulteress, Numbers 5:11-31: Redaction and Meaning," in *The Creation of Sacred Literature*, ed. R. F. Friedman (Barkley: University of California Press, 1981), 69-75.
- 木田献一他監修『新共同訳聖書辞典』キリスト新聞社, 1995年。
- 木田献一・山内眞監修『新共同訳聖書事典』日本キリスト教団出版局, 2004年。
- 『旧約新約 聖書語句大辞典』教文館 (1959)
- 『ギリシア語新約聖書釈義事典Ⅱ』教文館1994年。
- マシュー・ヘンリ著・小野兼子訳『民数記1』すぐ書房 (2000)
- 三好迪『タルムード — ソーター篇』三貴 (1995)
- 名尾耕作『旧約聖書ヘブル語大辞典』聖文舎 (1982)
- James Philip, *Numbers*, Word Publishing, 1987.
- Pritchard, *Ancient Near Eastern Texts relating to the Old Testament (ANET)*, 3rd ed. with supplement., 1969
- 佐藤信夫著『古代法——ハンムラビ法典楔形文字原文の翻訳と解釈』慶応義塾大学出版会, 2004年
- 『聖書 新共同訳』日本聖書協会, 1999年。なお、聖書各書の略語については原則として日本聖書協会のそれによる。
- 『聖書思想事典〔新版〕』1999 (三省堂)
- 『新聖書注解 旧約4』いのちのことば社, 1974年
- James Strong, *The New Strong's Exhaustive Concordance of the Bible*, Nelson (1984)
- John Sturdy, *Numbers*, Cambridge University Press, 1976.
- 高橋虔／B. シュナイダー監修『新共同訳旧約聖書注解 I』日本基督教団出版局1996年
- 玉川直重著『新約聖書ギリシア語辞典』キリスト新聞社 (1978)
- Williem A. VanGemeren ed., *New International Dictionary of Old Testament Theology & Exegesis*, Zondervan, 1997.
- Gordon J. Wenham, *Numbers*, Inter-Varsity Press, 1981.
- ゴードン・ウェナム著・山口昇訳『民数記』いのちのことば社 (2007)
- 山口翼編『日本語大シソーラス』大修館書店 (2003)